

処分基準（公表用）

様式第4号  
 所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	漁場の標識の建設の命令等			根拠条項	第122条		
処分基準	<p>知事は、他の漁業等との漁業調整上の必要性、他の船舶の航行の安全上の必要性、その他公益上の必要性について総合的に勘案し、必要と認めるときは漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命ずる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次